

第四期特定健康診査等実施計画の骨子

□計画策定の趣旨

- 生活習慣病の疾病予防
- 医療費の適正化
(関係法令)
 - ・「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条(特定健康診査等実施計画)
 - ・「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」
なお、データヘルス計画に定める他の保健事業と調和がとれたものとする

□実施計画の期間

- 令和6年度から11年度の6年間

□実施率目標値

【令和11年度】

総合健保・私学共済グループ

- 特定健康診査: 85%
- 特定保健指導: 30%
- メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率: 目標設定なし

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	【令和4年度】 実績	【令和5年度】 第三期目標
75%	77%	79%	81%	83%	85%	72.3%	(85%)
12%	15%	18%	22%	26%	30%	7.4%	(30%)

□目標値と後期高齢者支援金加算・減算制度の基準

- 目標値と支援金の加算・減算の基準は一致しない
- 総合健保及び私学共済は、特定健康診査実施率63.2%未満、特定保健指導5%未満で加算の対象
ただし、令和6年度以降の加算・減算の基準は保険者種別毎の基準年度の標準偏差を基に設定される予定

□検査項目等

- 基本的な健診項目 脂質検査の測定方法の追加(中性脂肪:空腹時に代えて随時でも可能とする)
- 標準的な質問票 喫煙習慣・飲酒習慣等の詳細化、特定保健指導の受診有無に変更

□実施期間

- 特定健康診査: 毎年度3月末までに実施、翌年度5月15日までに健診データを受領
(受診券の有効期限: 毎年度3月末日)
- 特定保健指導: 翌年度7月末までに初回面談を実施
(利用券の有効期限: 翌年度7月末日)

□実施方法等

- 被扶養者の受診券、加入者の保健指導利用券及び健康情報通知を学校法人等を経由した送付から加入者住所宛に直接送付することに変更
- 独自性を持った複数の特定保健指導機関と個別契約を締結して選択肢を増加

□実施計画の見直し

- 国の特定健康診査等の制度の見直しが行われた場合は、必要に応じて本計画を見直す